J A M 政策NEWS

2016 年 4 月 25 日 第 2016 — 19 号 【発 行】 J A M 【発行責任者】河 野 哲 也 【編 集】総合政策グループ

Tel 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

津田議員が要請

熊本地震発生に伴う雇用調整助成金の特例措置

4月21日、津田議員は参議院厚生労働委員会で、熊本地震発生に伴い雇用調整助成金の要件緩和を早急に行うよう、厚労大臣に要請しました。津田議員の要請を受けて翌日22日、厚労省は今回の熊本地震発生に伴い、雇用調整助成金の特例措置を講じました。

今回の特例措置は津田議員の尽力により迅

速な対応ができました。**組織内国会議員の重要** 性をますます感じるところです。

JAMでは、現在「熊本地震発生に伴う各社 操業停止の影響についての緊急調査」を行って います。今後調査結果を踏まえ問題を洗い出し、 津田議員と連携して必要な対策を講じます。

【熊本地震発生に伴う雇用調整助成金の特例】

1. 要件緩和

<現行の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の<u>最近3か月間</u>の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

<特例措置後の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の**最近 1 か月間**の月平均値が、前年同期に比べ 10%以上減少している事業所であること.

2. 遡及適用

2016 年4月 14 日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、2016 年7月 20 日までに適用のあったものについては、事前に届け出られたものとする。(遡って適用する)

熊本地震でお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りし、併せて被災された皆様に心からお見舞いを申 し上げます。